

お住まいの地域を担当している各地域包括支援センターへ
ご相談ください



| | 連絡先・所在地 | 担当地域 |
|----|---|---|
| 東部 | 東部地域包括支援センター ☎042-473-9996 (大門町2-10-5 東部地域センター内) | 上の原・神宝町・金山町・ 氷川台・大門町・東本町・ 新川町・浅間町・ 小山1~3丁目 |
| | 東部地域包括支援センター本部 ☎042-428-7788 (氷川台2-6-6 社会福祉法人マザアス隣) | |
| | 在宅介護支援センター ☎042-479-0803 (幸町3-11-10 介護老人保健施設ケア東久留米内) | 小山4・5丁目 |
| 中部 | 中部地域包括支援センター ☎042-470-8186 (幸町1-19-5 幸町1丁目アパート5号棟1階 幸町デイサービスセンター内) | 学園町・ひばりが丘団地・ 本町・中央町・幸町1丁目・ 南沢・前沢1~3丁目・南町 |
| | 中部地域包括支援センター本部 ☎042-451-5121 (南沢5-18-36 特別養護老人ホームシャローム東久留米内) | |
| | 在宅介護支援センター ☎042-479-0803 (幸町3-11-10 介護老人保健施設ケア東久留米内) | 幸町2~5丁目 |
| 西部 | 西部地域包括支援センター ☎042-472-0661 (滝山5-22-5 西武バス滝山団地バス停前) | 前沢4・5丁目・滝山・下里・ 柳窪・弥生 |
| | 在宅介護支援センター ☎042-479-0803 (幸町3-11-10 介護老人保健施設ケア東久留米内) | 野火止・八幡町 |

〈発行〉東久留米市 福祉保健部 介護福祉課
電話:042-470-7777 (内線2501~2503) FAX:042-470-7808



植物油インキを使用しています。

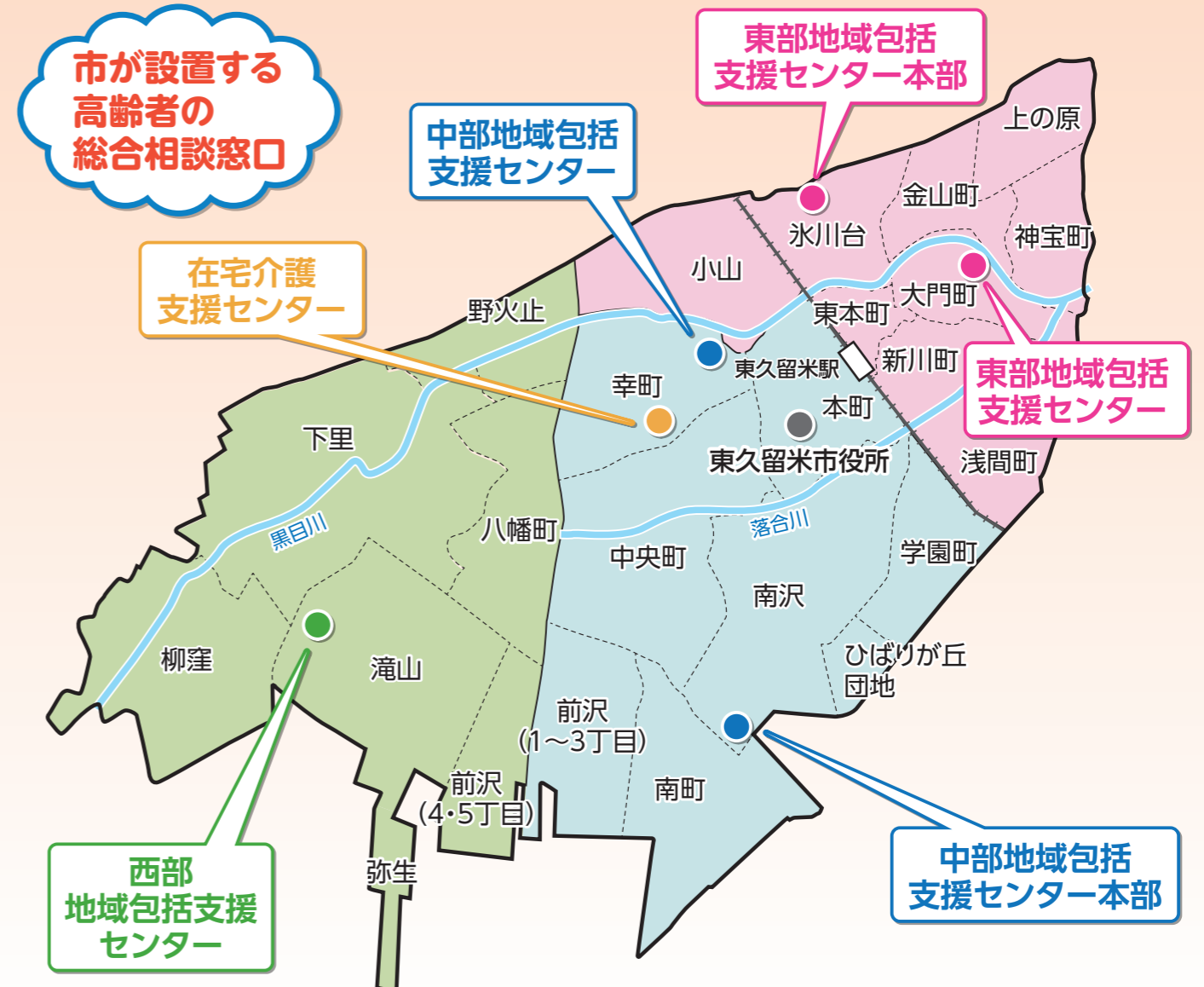


見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー

身近なあんしん

地域包括支援センター



受付時間

月曜日～土曜日：午前9時～午後5時30分 (祝日、国民の休日、年末年始を除く)
上記受付時間外であっても、緊急電話は受け付けています。

※各地域包括支援センター本部は、土曜日がお休みです。

来所によるご相談は、事前に電話での予約をお願いします。

東久留米市

令和7年4月発行

地域包括支援センターでは次のような仕事をしています

👉 さまざまな相談への対応 (総合相談支援業務)

- 65歳以上の高齢者の総合相談窓口です。

高齢者やその家族の相談を受け、総合的な支援を行います。介護に関する悩みや心配ごとのほか、保健・医療・福祉に関することなど、お気軽にご相談ください。



👉 権利を守る支援 (権利擁護業務)

- 高齢者のみなさんの人権や財産を守るために、成年後見制度の相談・紹介、虐待の防止や早期発見、消費者被害などの相談に応じます。

次のようなことがあてはまる時には、ご相談ください。



お金の管理や契約のことが不安だわ

→ 権利擁護事業や成年後見制度の利用につなげます。



介護のストレスから、つい怒鳴ってしまう

→ 高齢者虐待防止法により、適切な介護に結びつけます。

◆ 地域包括支援センターとは

高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護・保健・医療・福祉のさまざまな面から総合的に支援する機関です。

◆ 在宅介護支援センターとは

地域包括支援センターの「ランチ(窓口)」として、センターと連携し、地域で暮らす高齢者のみなさんを支える機関です。

困った時には、
\\ お気軽にご相談ください! //

● 個人情報の保護には十分配慮しております。

私たち専門職が連携して、さまざまな相談に対応します



保健師
(または経験のある看護師)



社会福祉士



主任
ケアマネジャー

👉 介護予防のサポート (介護予防ケアマネジメント業務)

- 「できるだけ介護が必要な状態にならない」「悪化しない」を目標に、みなさんが自立して生活できるよう心身の状態にあわせて支援します。

- 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身や日常生活の状況に応じたサービス計画を立てます。



👉 地域づくりの支援 (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

- 高齢者のみなさんが地域で自分らしい生活を送ることができるように、ケアマネジャーをはじめとしたさまざまな関係機関や地域住民のみなさんと協力できるネットワークづくりを行います。

【高齢者の生活支援等の体制整備】

地域で活躍している自主グループや新しいグループの立ち上げ、住民主体サービスの開発の支援やサービスの担い手の発掘・養成を行います。



生活支援
コーディネーター

👉 認知症のある方への支援 (認知症地域支援・ケア向上業務)

- 認知症のある方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、体制づくりに取り組み、認知症のある方とその家族への支援を行います。

- 認知症介護者家族の支援

認知症のある方を介護している家族にほっとできる場所を提供します。

- 認知症サポーター養成講座

認知症のことを正しく知り、認知症のある方やその家族をあたたく見守るために認知症サポーター養成講座を開催します。

《ほかにも...》

- みまもりネットワーク

ひとり暮らしの高齢者の見守りを「みまもり協力員」と連携して行います。

- ケアマネジャーとの連携

在宅療養生活における困りごとや、病院から退院される際の医療機関を含めた調整など、ケアマネジャーと連携した支援を行います。

- あんしん生活調査

地域で孤立しがちな高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、高齢者の方の自宅へ直接訪問し、生活状況等についてアンケートを実施します。